

# 栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）

令和3（2021）年～令和7（2025）年

令和3（2021）年3月

栃木県

## はじめに

平成7（1995）年1月に発生した阪神・淡路大震災による被害を教訓として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。本県では平成18（2006）年より、耐震改修促進法に基づく「栃木県建築物耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に取り組んできました。

その結果、防災上重要な県有建築物については、目標値である耐震化率100%をおおむね達成しましたが、民間の住宅・建築物の耐震化が遅れており、地震に対する安全性の確保が急務となっています。

また、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災や、平成30（2018）年6月に発生した大阪府北部地震では、天井やブロック塀等の脱落・倒壊などによる人的被害も発生し、柱や梁以外の非構造部材を含めた、総合的な耐震化の重要性が改めて確認されました。

首都直下地震等の大規模地震の発生が切迫していると指摘される中、本県の耐震化施策をより実効性の高いものとするため、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）に基づき、「栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

今後とも、本計画に基づき、住宅・建築物の耐震化に取り組み、県民のより一層の安全・安心の確保に努めます。

## 目次

第1章 計画の目的等	
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 耐震改修促進法の改正等	2
第2章 住宅・建築物の耐震化の目標等	
1 地震被害の想定及び減災効果	3
2 住宅・建築物の耐震化の現状及び課題	6
3 住宅・建築物の耐震化の目標	8
第3章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策	
1 基本的な取組	12
2 住宅の耐震化の促進	12
3 建築物の耐震化の促進	16
4 地震時の被害を軽減するための安全対策	17
第4章 計画の推進に向けて	
1 推進体制	18
2 計画のフォローアップ	19
3 法に基づく指導・助言等	19
4 その他関連施策の推進について	19
資料編	20

## 第1章 計画の目的等

### 1 計画の目的

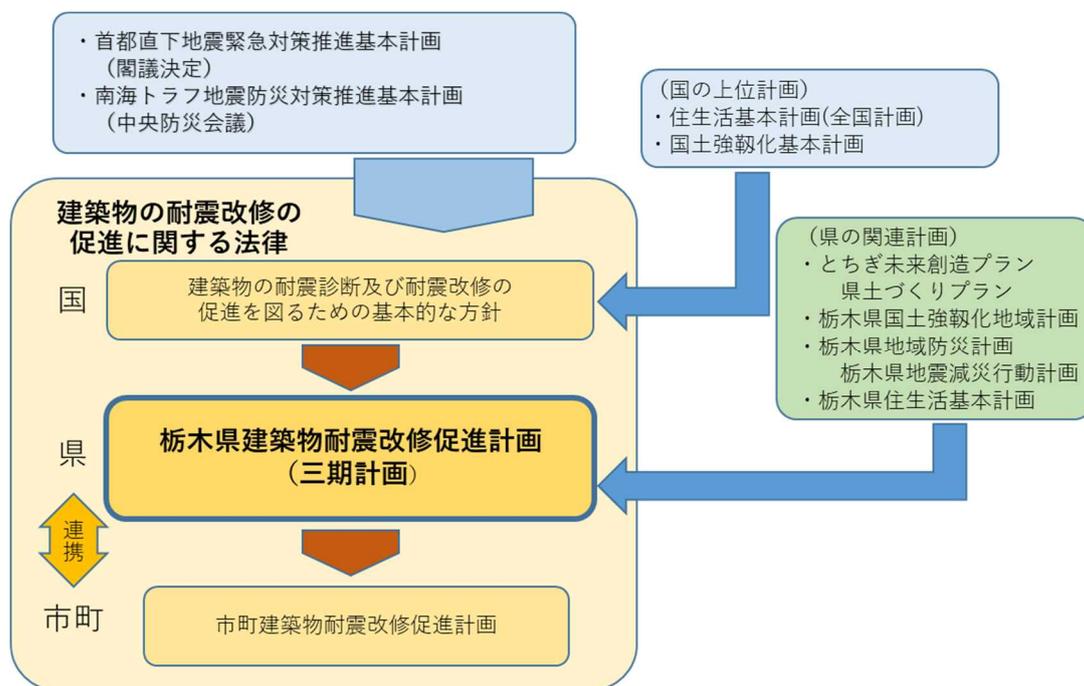
本計画は、県内における住宅・建築物の耐震化を計画的に促進することにより、県民の生命や財産を保護することを目的とします。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法の規定による法定計画として、国の基本方針に基づき、平成28（2016）年3月に策定した計画を見直し、三期計画として定めたものです。

また、県政の基本指針である栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」や災害・危機管理対策の部門計画である「栃木県地域防災計画」等と調和を図るとともに、市町の耐震改修促進計画と連携を図りながら、住宅・建築物の耐震化を促進するための計画として位置づけます。

計画の位置づけイメージ図



### 3 計画期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とします。

### 4 耐震改修促進法の改正等

耐震改修促進法は、東日本大震災の発生、首都直下地震及び南海トラフ地震等の発生の切迫性などから、平成25（2013）年11月に大きく改正され、住宅・建築物の耐震化の促進のための規制強化等がなされました。また、平成30（2018）年6月の大阪府北部地震において、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生したことを契機として、避難路等の安全性確保のための政令改正等がなされました。

規制強化等の主な内容は、以下のとおりです。

- ・一定規模以上の多数の者が利用する建築物<sup>※1</sup>の耐震診断の実施と所管行政庁<sup>※2</sup>への結果報告の義務付け
- ・一定規模以上で、避難路沿道にある危険なブロック塀の耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告の義務付け
- ・全ての既存耐震不適格建築物<sup>※3</sup>の耐震化の努力義務
- ・建築物の耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨の表示
- ・所管行政庁の認定を受けた耐震改修における容積率・建ぺい率の特例措置
- ・区分所有建築物の耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和（区分所有法の特例：3/4→1/2）

---

※1 耐震改修促進法第14条により定義される建築物。所有者等は耐震診断や耐震改修等の実施に努めなければならない。また、一定規模以上の建築物は耐震診断の実施とその報告が義務化された。資料編 資料2参照

※2 原則、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長、その他の市町村又は特別区の区域内については都道府県知事（栃木県においては、県のほか宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、及び那須塩原市が該当）

※3 昭和56（1981）年5月までに着工した住宅・建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないもの。

## 第2章 住宅・建築物の耐震化の目標等

### 1 地震被害の想定及び減災効果

#### (1) 過去の主な地震被害

近年、本県に被害を及ぼした主な地震は、以下のとおりです。

地震による被害の発生頻度は低いものの、過去には大規模地震による被害が発生しています。

本県に被害を及ぼした主な地震<sup>注</sup>

西暦(和)	地震名	震災地	マグニチュード	主な被害
1923年9月1日 (大正12)	関東地震 (関東大震災)	関東南部	7.9	県内の最大震度5。負傷者3人、家屋全壊16棟、半壊2棟。
1949年12月26日 (昭和24)	今市地震	今市地方	6.2(8時17分) 6.4(8時25分)	今市を中心に被害。死者10人、負傷者163人、住家全壊290棟、半壊2,994棟、一部破損1,660棟。
2011年3月11日 (平成23)	平成23年東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	東北から関東北部の太平洋沿岸	9.0	死者4人、負傷者133人、住家全壊261棟、住家半壊2,118棟(平成26年9月10日現在、消防庁調べ)。
2013年2月25日 (平成25)	栃木県北部地震	日光	6.2	人的被害無し。温泉宿泊施設一部破損6棟。

注 「栃木県地震減災行動計画(平成31(2019)年3月)」(資料編資料3参照)より抜粋

#### (2) 想定される今後の地震の規模、被害状況及び減災効果

栃木県では、平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの10年間を計画期間とする「栃木県地震減災行動計画(平成31(2019)年3月)」を策定し、地震による被害想定や、減災対策による効果等を評価しています。なお、想定される地震として、既往の調査により活断層が確認されている地域での断層地震、及び活断層は確認されていないが“どこでも起こりうる直下の地震”を設定し、起こりうる最大規模の地震を想定しています。

本計画で取り上げる想定地震は、“どこでも起こりうる直下の地震”として想定された「①県庁直下に震源を仮定した地震」及び、国の地震調査研究により今後30年間の発生確率が約70%とされる「②東京湾北部地震」とします。それぞれの被害想定や、耐震化等の対策による減災効果の比較は以下のとおりです。地震に係る詳しい被害想定等については、資料編 資料3をご参照ください。

## ア 発生想定地震

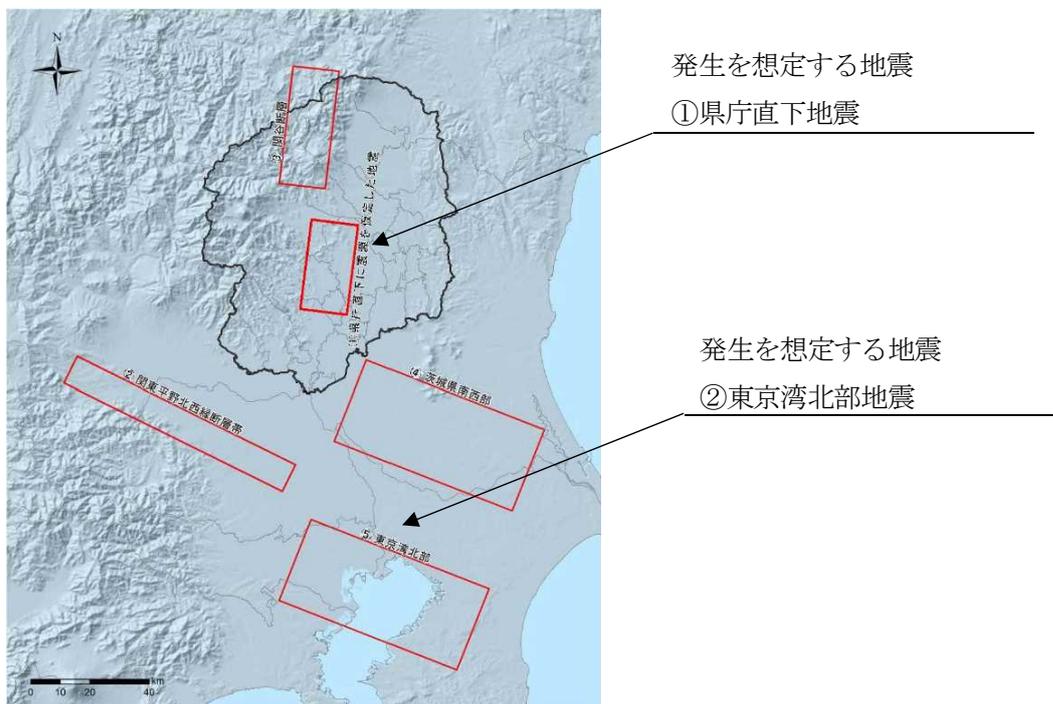
発生を想定する地震	地震規模	断層長さ	断層幅
① 県庁直下に震源を仮定した地震	M7.3	30km	18km
② 東京湾北部地震	M7.3	64km	32km

## イ 発災ケース

過去の地震の例などから、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくる考えられるため、以下のケースを設定しています。

冬深夜	多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。一方、オフィスや繁華街の滞留者や鉄道、道路の利用者が少ない。
冬18時	住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

## 想定震源の位置図

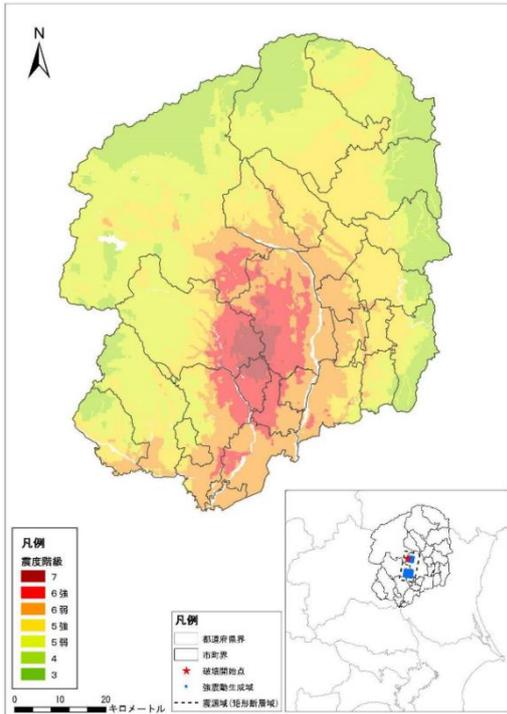


## ウ 想定される被害の状況及び減災効果

この仮定した地震において想定されている被害に対して、各種減災対策を講じることにより得られる減災効果は以下のとおりです。

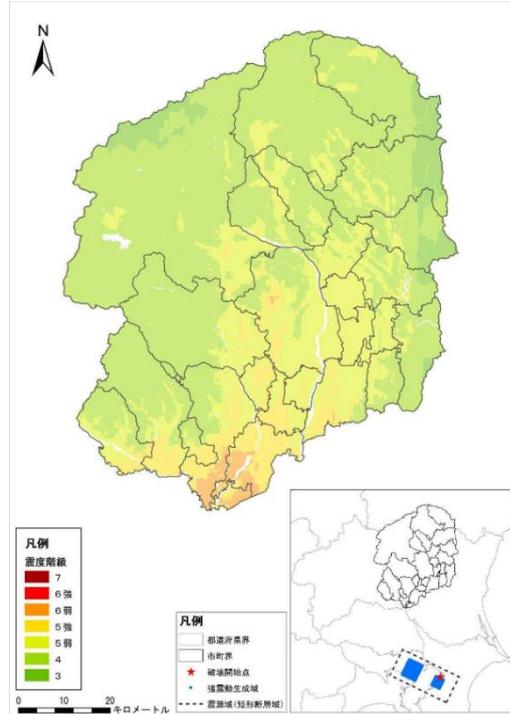
特に、住宅・建築物の耐震化を促進することにより、地震発生時の建物被害や人的被害を減少させることができます。

震度分布図①



最も被害が大きくなるとされる地震

震度分布図②



今後30年間の発生確率が高いとされる地震

建物被害・人的被害の減災効果の算出結果<sup>注1</sup>

想定地震		①県庁直下					②東京湾北部				
建物被害		全壊棟数(棟)					全壊棟数(棟)				
		液状化	地震動	土砂災害	焼失棟数 <sup>注2</sup>	合計	液状化	地震動	土砂災害	焼失棟数 <sup>注2</sup>	合計
減災効果	現状	798	61,921	68	8,025	70,812	370	98	0	0	468
	対策後	475	22,969	66	1,556	25,067	219	30	0	0	249
	減災率	40%	63%	2%	81%	65%	41%	69%	—	—	47%
人的被害 <sup>注3</sup>	死者数(人)				負傷者数(人)	死者数				負傷者数(人)	
	建物倒壊	土砂災害	火災	合計		建物倒壊	土砂災害	火災	合計		
	現状	3,829	6	92	3,926	32,081	6	0	0	6	568
対策後	1,332	6	7	1,345	13,639	2	0	0	2	164	
減災効果	減災率	65%	0%	93%	66%	57%	72%	—	—	72%	71%

注1 合計は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある。県の各部署で実施している防災・減災のための施策や事業を総合的に取り組んだ場合に得られる減災効果である。

注2 発災ケース 冬18時

注3 発災ケース 冬深夜

## 2 住宅・建築物の耐震化の現状及び課題

第二期計画（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）で設定した、耐震化を推進する建築物の種別と目標及び実績は、以下のとおりです。

### 建築物の種別に応じた耐震化の状況

種 別	耐震化率		
	H27年度末 実績	R2年度末 目標	R2年度末 実績
住宅	82%	95%	89%
多数の者が利用する建築物	89%	95%	93%
学校	94%	95%	96%
病院・診療所	88%	95%	95%
ホテル・旅館	80%	95%	82%
防災上重要な県有建築物 <sup>※4</sup>	97%	100%	99%

### (1) 住宅

耐震性を有する住宅が約71,000戸増加したことなどにより、耐震化率は82%から89%となりました。<sup>※5</sup>多くは建替えや新築によるものです。

令和2（2020）年度の耐震化率の目標である95%を達成できなかった要因として、耐震化すべき住宅が築後35年を経過していることに加え、居住者の年齢や家族構成が変化していること等が考えられます。県が実施したアンケート結果<sup>※6</sup>では、築年数とともに居住者が高齢化し、限られた収入から耐震化に係る費用を捻出することが困難であることや、改修・建替え後に住み続ける子や孫世帯がないこと等により、住宅への投資を控えるという回答が見受けられました。また、耐震性が不足する住宅の減少や新築住宅の増加が当初の想定よりも少なく、建替えによって耐震化される住宅が想定よりも少なかったものと考えられます。

予算や家族構成により、やむを得ず住宅を耐震化できない場合に、居住者が家屋の倒壊から命を守る手立てがないことは問題です。一方、大阪府北部地震の事故では、危険なブロック塀等を存置することが、通行者への危険因子となることが顕在化され、これらへの対策も課題と考えられます。

今後の県民の安心・安全のためには、これらの課題を踏まえた住宅の耐震化を促進していく必要があります。

※4 災害時の拠点となる県有建築物（庁舎・学校等）又は多くの県民が利用する建築物（美術館等）若しくは比較的用户の滞在時間が長い建築物（県営住宅・宿舍等）などであり、木造であれば3階建て以上又は延べ面積が500㎡を超えるもの、木造以外であれば2階建て以上又は延べ面積が200㎡を超えるもの

※5 総務省が実施した住宅・土地統計調査の結果に基づく推計値。住宅の耐震化率については空き家を除いて推計

※6 住宅の耐震普及ローラー作戦において実施した、耐震改修等に関するアンケートの結果  
アンケート結果については、資料編 資料4参照

## (2) 多数の者が利用する建築物

耐震性を有する建築物が150棟増加したことなどにより、耐震化率は89%から93%となりました。<sup>※7</sup> 第二期計画で設定した耐震化率目標はおおむね達成していますが、耐震性が不足する多数の者が利用する建築物が、まだ存在している状況です。特に学校や病院等は、大規模地震による被害が甚大となることが懸念されており、耐震化の促進は喫緊の課題です。

## (3) 防災上重要な県有建築物

令和2(2020)年度末の耐震化率は99%となっており、目標をおおむね達成しました。しかしながら、災害時の拠点施設としての機能を確実に確保するため、耐震化の実施に至っていない防災上重要な県有建築物については、引き続き耐震化を図る必要があります。

## (4) その他

令和2(2020)年度末までの耐震化率目標は設定していませんが、多数の者が利用する建築物のうち、耐震診断義務付け建築物<sup>※8</sup>は、地震時の倒壊等により甚大な被害を生じる恐れがあることから、特に耐震化の促進を図る必要があります。

また、東日本大震災において脱落被害があった、特定天井<sup>※9</sup>などの非構造部材については、柱や梁といった構造体が耐震化されていたとしても、落下や破損する可能性があります。建築物利用者の安全確保のため、県有建築物の非構造部材についても積極的に耐震化を推進する必要があります。

---

※7 県土整備部建築課の調査結果に基づく推計値

※8 多数の者が利用する建築物のうち、規模が一定以上となる建築物や、危険物等を取り扱う建築物 資料編(資料2【C】欄 参照)

※9 6メートル超の高さにある、面積200平方メートル超、1平方メートル当たりの質量が2キログラム超の吊り天井で、人が日常的に利用する場所に設置されている天井

### 3 住宅・建築物の耐震化の目標

#### (1) 国の基本方針による目標

国では、平成30年住宅・土地統計調査の結果から、平成30（2018）年時点の全国の住宅の耐震化率を87%と推計しました。これを受け、これまで掲げていた令和2（2020）年度までの耐震化率目標95%の目標達成は困難であるとの見方を示しており、令和2（2020）年度の耐震化率目標を5年間スライドし、令和7（2025）年度までに95%にすることを目標とするとともに、令和12（2030）年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

また、住宅以外の建築物については、多数の者が利用する建築物のうち、特に重要性の高い耐震診断義務付け建築物の耐震化に重点を置き、これらのうち、耐震性が不足する建築物を、令和7（2025）年度までにおおむね解消することを目標としています。

#### (2) 本県の目標

本県においては、早急に耐震化を促進し、大規模地震における被害を最小化させ、県民の安全・安心を確保することとします。

そのため、耐震化の現状や国の目標を踏まえ、令和12（2030）年度末までに耐震性が不足する住宅や建築物をおおむね解消することを目指し、今後5年間の目標を以下のとおり定めます。

#### 建築物の種別に応じた耐震化の目標

種別	耐震化率現状 R2年度末	R7年度末 目標
住宅	89%	95%
多数の者が利用する建築物	93%	おおむね解消
耐震診断義務付け建築物	90%	
県有建築物の特定天井に係る耐震化	64%	100%

## **ア 住宅**

今後、建替え等により、令和7（2025）年度の耐震化状況は、約766,800戸の総戸数のうち、耐震性が不足する住宅が約65,300戸残り、耐震化率は約91%になると推計されます。計画期間中はさらに約27,000戸の耐震化を促進し、耐震化率を95%とすることを目標とします。

## **イ 多数の者が利用する建築物の耐震化**

今後、建替え等により、令和7（2025）年度の耐震化状況は、対象の約5,520棟のうち、耐震性が不足する建築物が210棟となり、耐震化率は約96%になると推計されます。計画期間中はこれら約210棟の耐震化を促進し、耐震性が不足する建築物をおおむね解消することを目標とします。

## **ウ 耐震診断義務付け建築物の耐震化**

耐震診断とその結果報告が義務付けられた建築物については、多数の者が利用する建築物のうち大規模な建築物であり、地震時の倒壊等により甚大な被害を生じる恐れがあることから、特に耐震化を促進する必要があります。

令和2（2020）年度末の耐震化状況は、対象の173棟のうち、耐震性が不足する建築物が18棟であり、耐震化率は約90%です。計画期間中はこれらの耐震化を促進し、耐震性が不足する建築物をおおむね解消することを目標とします。

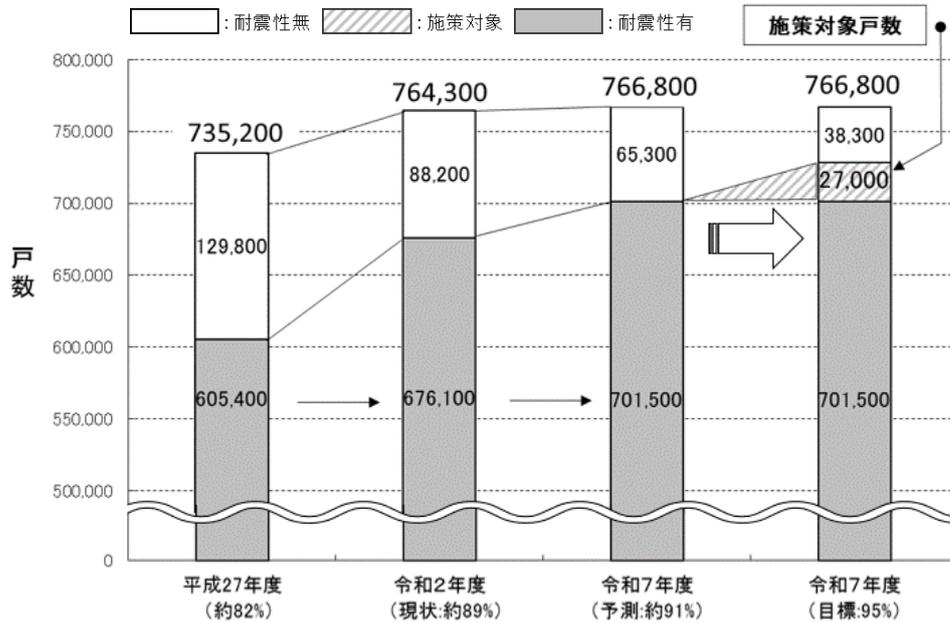
## **エ 県有建築物の特定天井に係る耐震化**

県有建築物については、防災拠点や避難所等の機能を有しており、地震発生後も継続的な利用が求められています。そのため、構造体の耐震化に加えて、特定天井等の非構造部材についても、計画的に耐震化を推進する必要があります。

令和2（2020）年度末の耐震化状況は、15施設 25箇所特定天井のうち、9施設 16箇所の特定天井の耐震化が完了しており、耐震化率は64%です。計画期間中はこれらの耐震化に取り組み、令和7（2025）年度末までに耐震化を完了することを目標とします。

(参考)

## 1. 住宅の耐震化の現状、予測及び目標

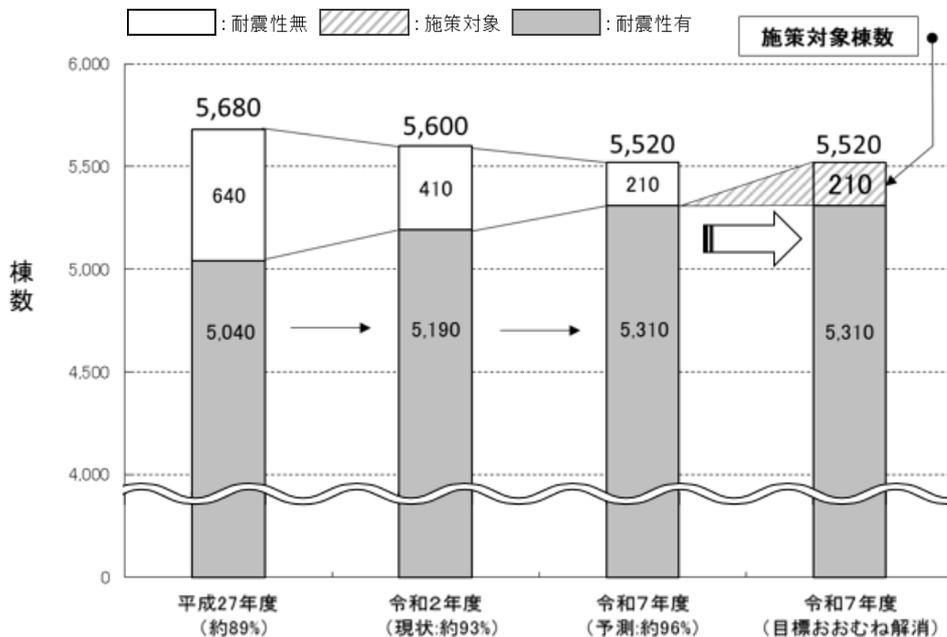


令和7（2025）年度における、居住世帯のある住宅総戸数見込みは約766,800戸で、耐震性を有する住宅戸数は、約701,500戸になると推計されます。

住宅の耐震化率＝

$$\frac{\text{(居住のある住宅のうち耐震性を有する住宅の戸数)}}{\text{(居住のある住宅の総戸数)}}$$

## 2. 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、予測及び目標

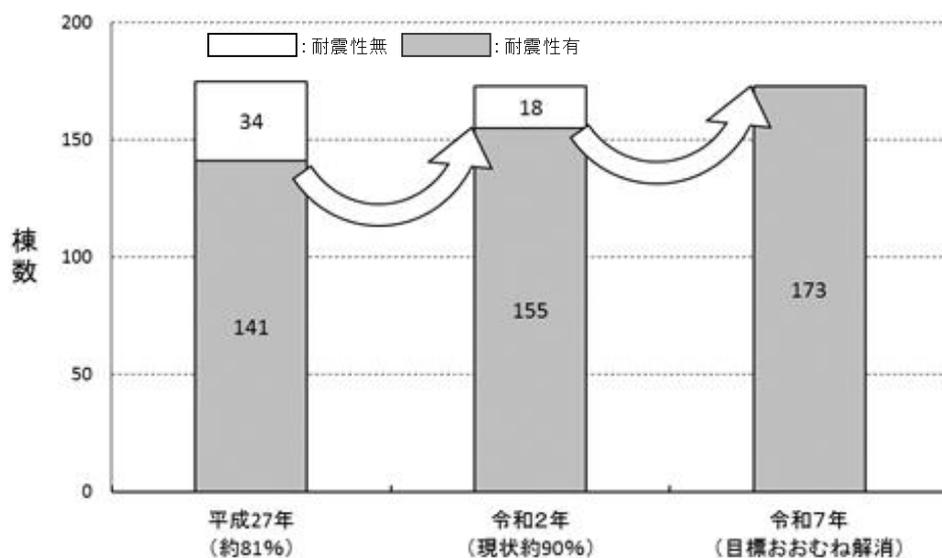


令和7（2025）年度における、多数の者が利用する建築物の総棟数は約5,520棟で、耐震性を有する棟数は、建替え等によって耐震化が進み、約5,310棟になると推計されます。

多数の者が利用する建築物の耐震化率＝

$$\frac{\text{(耐震性を有する多数の者が利用する建築物の棟数)}}{\text{(多数の者が利用する建築物の総棟数)}}$$

### 3. 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状

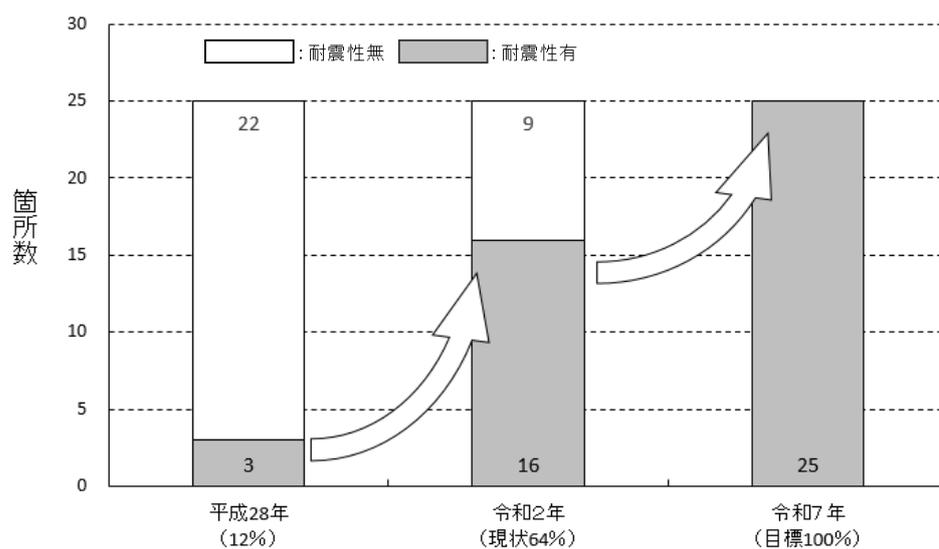


令和7（2025）年度における、耐震診断義務付け建築物の総棟数は173棟で、これらの耐震化に取り組みます。

耐震診断義務付け建築物の耐震化率＝

$$\frac{\text{耐震性を有する耐震診断義務付け建築物の棟数}}{\text{耐震診断義務付け建築物の総棟数}}$$

### 4. 県有建築物の特定天井に係る耐震化の現状



令和2（2020）年度末時点で、15施設25箇所にある特定天井のうち、9施設16箇所の耐震化が完了します。

県有施設の特定天井の耐震化率＝

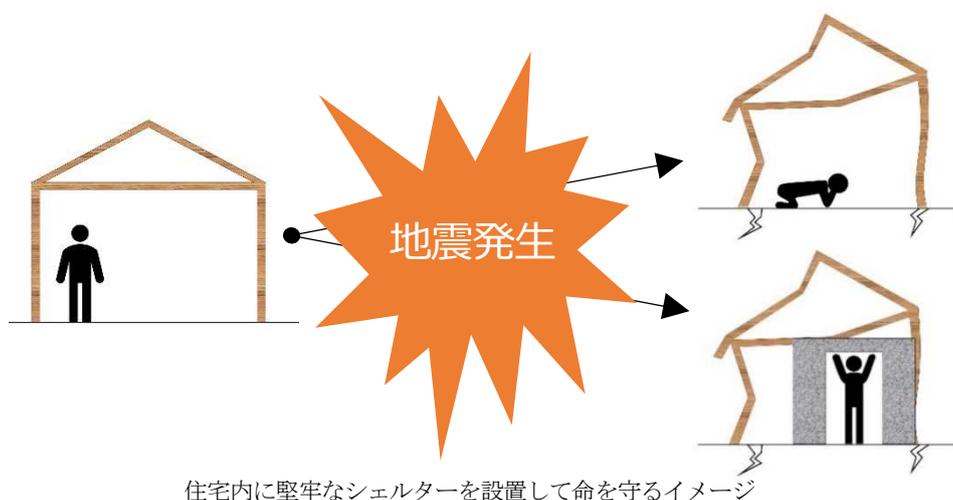
$$\frac{\text{対策実施済の箇所数}}{\text{特定天井の箇所数}}$$

### 第3章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

#### 1 基本的な取組

住宅については、耐震化の重要性についての普及啓発や耐震化費用の助成支援を行うとともに、地震時に命を守る方策として、耐震シェルターの設置等、住まいの減災化<sup>※10</sup>の普及・促進を図ります。また、通学路や多くの住宅から避難所等に通じる道路等（以下、「通学路等」という。）において、耐震性が不足する住宅の倒壊による、人的な被害を未然に防ぐ手法として、危険なブロック塀と同様に、事前に除却するという手法の普及・促進を図ります。

その他の建築物については、所有者等への働きかけや耐震化費用の助成支援を実施し、防災上重要な県有建築物については、安全に施設を管理しつつ、耐震化を含めた施設のあり方や災害時の運営方針に基づき、早急に耐震化を図ります。



#### 2 住宅の耐震化の促進

##### (1) 安心して相談できる環境の整備

###### ア 相談窓口の整備

県の建築課や、土木事務所の建築指導担当、各市町の担当課を窓口として位置づけ、住民からの相談への対応体制を整えるとともに、相談内容に応じた適切な窓口の案内等が行えるよう、庁内の情報共有を図ります。

また、一般社団法人栃木県建築士会や、一般社団法人栃木県建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、耐震化に係る費用や工事期間の目安が把握できる資料等の充実を図り、所有者等が知りたい情報の整備に努めます。

※10 地震時の家屋の倒壊から居住者の身体を守るため、耐震シェルターなどの装置を設置することや、部分的に耐震改修を実施して、住宅の脆性的な倒壊を抑制すること

## イ 耐震アドバイザー<sup>※11</sup>の認定等

耐震アドバイザーの認定を引き続き行い、市町と協力して地震に不安を抱える所有者等に紹介、派遣を行います。

また、耐震アドバイザーからの積極的な情報提供ができる仕組み作りを進める等、利用者等にとって、さらに身近な制度となるよう努めます。



アドバイザー派遣の様子

## (2) 普及啓発

### ア パンフレット等の作成・配布

木造住宅の耐震化や地震時に命を守るための対策、助成制度等を周知するリーフレットを作成し、県の建築課や土木事務所の建築指導担当、各市町の担当課等に設置するとともに、イベント開催時等に配布します。



イベント出展の様子

### イ 旧耐震基準<sup>※12</sup>で建てられた住宅の所有者等に対する直接的な働きかけ

国や市町と連携し、対象となる住宅の所有者等に対し、ダイレクトメールの送付等による直接的な働きかけを実施します。実施に当たっては、旧耐震基準で建てられた住宅が密集している地区や、市町において耐震化を図るべきとしている地区、通学路の周辺等を優先とするなど、効率的な手法で実施します。

また、耐震化を実施する努力義務について助言するとともに、助成制度の周知や、改修や建替えだけでなく、減災化や除却といった手法についても情報提供し、所有者が円滑に耐震化・減災化を実施できるよう、効果的な方法で実施します。

※11 耐震診断や耐震改修等に関して技術的な知見を持つ建築士で知事の認定を受けた者

※12 建築基準法の新耐震基準が導入される以前（昭和56(1981)年5月までに着工）の基準。この基準で建築された住宅・建築物は「既存耐震不適格建築物」となる

## ウ 出前講座の実施

地震に対して備えることの重要性を伝えるため、「地震に強い住まいづくり」をテーマとする、県政出前講座を実施します。今後とも、魅力的な講座となるよう、内容を充実し、活用の促進を図ります。



出前講座の様子

## エ ホームページ等の活用

県のホームページに設置した「耐震化の推進」のページを拡充するなどにより、県や市町の耐震化に関する取組についてわかりやすく情報提供します。

特に、耐震診断及び耐震改修等の実施の流れや、助成制度、税制優遇、講習会の開催案内等の情報にアクセスしやすいホームページ作りを進めるとともに、SNS等を活用した積極的な情報発信についても検討し、普及啓発に努めます。



栃木県 「耐震化の推進について」  
ホームページQRコード

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/taisinka.html>



栃木県 「住宅の耐震化について」  
ホームページQRコード

[http://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/town/jyuutaku/kenchiku/jyuutaku\\_taisinnka.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/town/jyuutaku/kenchiku/jyuutaku_taisinnka.html)

## オ 工事現場等を活用した広報

補助を受けて実施する耐震化工事の現場等に「耐震化を実施している」旨を掲示する等、ホームページや配布物の情報が届いていない県民に対しても、興味を持って頂くための広報について、市町と連携して取り組みます。

### (3) 各種支援の実施

#### ア 耐震診断、補強計画策定及び耐震改修等に対する助成

木造戸建て住宅の耐震診断、補強計画策定、耐震改修及び耐震建替えに対して、国及び市町と連携して費用の助成を行います。

また、耐震診断が義務付けられた建築物の補強計画策定、耐震改修等に係る費用についても助成を行います。

#### イ 通学路等にある危険なブロック塀の除却に対する助成

通学路等の沿道にある、危険なブロック塀や組積造の塀の除却に対して、国及び市町と連携して費用の助成を行います。

#### ウ 税制優遇

一定の耐震改修工事を実施した所有者等が、所得税等の特別控除（住宅に係る耐震改修促進税制）の手続きを円滑に実施できるよう情報提供を行います。

### (4) その他の施策

#### ア リフォームに併せた耐震改修の有効性の周知

公益財団法人 リフォーム・紛争処理支援センターの運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」 (<http://www.refonet.jp/>) の紹介等を通じ、リフォームに併せた耐震改修の有効性を周知します。

#### イ 各種認定制度の活用

平成25（2013）年の耐震改修促進法の改正により、新たに設けられた、耐震性に係る表示制度等を周知し、活用を図ります。



### 3 建築物の耐震化の促進

耐震性が不足する建築物は、大規模地震の発生による甚大な被害が懸念されていることから、今後、より一層の耐震化を促進するため、基本的な施策に加え、以下の施策を講じます。

#### (1) 多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するため、市町と連携して、所有者等に対する耐震診断等の実施を呼びかけるとともに、必要に応じて、耐震改修等に関する指導及び助言を行います。

特に、耐震診断義務付け建築物については、早期に耐震改修等の対策が実施できるよう、国及び市町と連携して、補強計画策定及び耐震改修等に対する助成を行うとともに、継続的な指導及び助言に取り組みます。

#### (2) 地震発生時に閉塞を防ぐべき路線の指定

栃木県地域防災計画では、隣接県の主要道路と接続し、また、防災拠点や、主要公共施設、警察署、陸上自衛隊駐屯地等を結ぶ有機的な道路ネットワークとして緊急輸送道路を指定しています。

災害時には、これらの道路の中でも特に重要な路線の通行を確保することが必要なことから、耐震改修促進法（第5条第3項第3号）の規定に基づく地震発生時に閉塞を防ぐべき路線を以下のとおり指定し、耐震化を促進します。

#### 地震発生時に閉塞を防ぐべき路線として指定する道路

種別	説明
第1次緊急輸送道路 <sup>※13</sup>	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第2次緊急輸送道路 <sup>※13</sup>	・ 第1次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路

※13 緊急輸送道路の路線図については、資料編 資料5参照

## 4 地震時の被害を軽減するための安全対策

地震時の人的被害を防ぐためには、構造体以外についても対策が必要です。このため、以下の対策を行います。

### (1) 外壁、窓ガラス等の落下等防止対策

外壁や窓ガラス等の脱落、家具の倒壊により、利用者や周囲の歩行者へ被害がおよぶ可能性があり、平成 30 (2018) 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、倒壊したブロック塀の下敷きとなった歩行者が死亡する事故が発生しています。

このため、特定行政庁<sup>※14</sup>と連携して、外壁の落下やブロック塀等の倒壊の危険性を所有者等に対し周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

### (2) 天井脱落対策

東日本大震災において、劇場や体育館などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が発生したことから、大規模な天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

このため、特定行政庁と連携して、新しい基準や脱落の危険性を所有者等に対し周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

### (3) エレベーター等の安全対策

東日本大震災において、エレベーターの釣合いおもりの脱落や、エスカレーターが脱落する被害が発生したことから、エレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策に関する基準が改正されました。

また、近年、地震発生時にエレベーターが緊急停止し、人が閉じ込められる被害が発生しています。

このため、特定行政庁と連携して、新しい基準や脱落等の危険性を所有者等に対し周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

### (4) 住宅・建築物の点検

耐震改修等を行った住宅・建築物や新耐震基準で建てられた住宅・建築物であっても、老朽化等によって、地震による被害を受ける可能性があります。

所有者等は、住宅・建築物を建築基準法に適合した状態に維持するように努めなければならないことから、定期的に点検を行うことの必要性について、周知します。

---

※14 原則、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長、その他の市町村の区域については、都道府県知事（栃木県においては、県のほか宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市が該当）

## 第4章 計画の推進に向けて

### 1 推進体制

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。県は、国及び市町と連携して、耐震化の促進に関する普及啓発、環境の整備及び負担軽減等の施策によって、所有者等の取組を支援します。

また、効果的かつ着実に耐震化を促進するため、それぞれの適切な役割分担のもと、耐震化に取り組むこととします。

#### (1) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めます。特に、多数の者が利用する建築物等の所有者等は、利用者の人命を預かっていること、また、当該建築物が倒壊することによって周辺に与える影響が特に大きいことについて、自覚と責任感をもって、できるだけ早期に耐震診断及び耐震改修等の実施に努めます。

#### (2) 市町の役割

住宅・建築物の所有者が耐震化を図れるよう、基礎自治体として、県との連携を図りながら、旧耐震基準の住宅・建築物の所有者等に直接的に働きかける耐震ローラー作戦の実施など、地域の実情に配慮した効果的な施策を講じることに努めます。

#### (3) 県の役割

県内自治体のまとめ役として、国及び市町との連携を図りながら、必要な施策を講じるとともに、市町が実施する施策の支援等に努めます。

## 2 計画のフォローアップ

本計画に掲げる目標を達成するために、耐震化の進捗状況を把握し、課題に的確に対応する必要があります。

計画に位置づけた主な施策等については、その実施状況や社会背景等を一定期間ごとに検証し、栃木県建築物耐震改修促進連絡協議会<sup>※15</sup>を活用した市町との連携のもと、必要に応じて計画を見直すなどのフォローアップを行います。

また、栃木県建築物耐震改修促進ワーキンググループ<sup>※16</sup>を活用した防災上重要な県有建築物の耐震化の進捗管理等を図ります。

## 3 法に基づく指導・助言等

耐震基準に適合していない全ての住宅・建築物の所有者・管理者は、耐震化の実施に努める義務があります。それに対して所管行政庁は、適切な耐震診断及び耐震改修等の実施について、必要な指導及び助言を行います。

特に、耐震診断の結果、耐震性が不十分であると判定されたものの、耐震改修等が行われていない建築物については、耐震改修等の実施状況について定期的な把握に努めるとともに、所有者等に対し、早期の耐震化を促します。

## 4 その他関連施策の推進について

住宅・建築物の耐震化や、災害時の防災拠点及び避難場所となる公共施設等の耐震化を促進するためには、基礎自治体である市町が積極的に取り組むことが必要不可欠です。

このため、市町は、国の基本方針及び本計画に基づき、住宅・建築物の耐震化の現状や地域特性等を踏まえて、市町の耐震改修促進計画の見直しに努めることとします。

県は、全ての市町が計画の見直しを着実に実施できるように、栃木県建築物耐震改修促進連絡協議会等を通して、必要な情報提供や助言等を行います。

---

※15 市町の意見を調整するための組織

※16 県庁内各部署横断的事項を調整するための組織

## 資料編

資料 1	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための 基本的な方針	・ ・ ・ ・ ・	2 1
資料 2	耐震改修促進法における規制対象一覧	・ ・ ・ ・ ・	3 1
資料 3	栃木県地震減災行動計画（平成31（2019）年3月）（抜粋）	・ ・ ・ ・ ・	3 2
資料 4	耐震改修に関する所有者アンケートの結果	・ ・ ・ ・ ・	4 4
資料 5	緊急輸送道路ネットワーク計画図	・ ・ ・ ・ ・	4 5
資料 6	栃木県建築物耐震改修促進懇談会等	・ ・ ・ ・ ・	4 6

## 資料1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成18年1月25日 国土交通省告示第184号)

改正 平成25年10月29日 国土交通省告示第1055号

改正 平成28年 3月25日 国土交通省告示第 529号

改正 平成30年12月21日 国土交通省告示第1381号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては瞬時に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつでもどこでも発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

### 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

#### 1 国地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

#### 2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災

害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

### 3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

#### イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告を促すように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第8条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第22条（規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の

規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合には、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

## 6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

## 7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

## 8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

### 1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるもので

あり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

## 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

## 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

## 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

## 五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

### 1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

#### イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

#### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合には早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

#### ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必

要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

## ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化

のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

#### ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

### 2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

#### イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

#### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

#### ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

## ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

## ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

### 3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第22条第2項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

### 附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。
- 2 平成7年建設省告示第2089号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成7年建設省告示第2089号第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成25年10月29日国土交通省告示第1055号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成25年11月25日）から施行する。

附 則（平成28年3月25日国土交通省告示第529号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月21日国土交通省告示第1381号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成31年1月1日）から施行する。

## 資料2 耐震改修促進法における規制対象一覧

### 1 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物とは下表の「特定既存耐震不適格建築物」のとおりです。

用途		【A】 特定既存耐震不適格建築物	【B】 内、技術上の指針事項に関する 指示対象建築物	【C】 内、耐震診断が 義務付けられた建築物
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	—	—
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物 （道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ。	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物 （道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物		—	—	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

## 2 防災拠点である建築物

防災拠点である建築物<sup>※</sup>は下表のとおりです。

	建築物の名称	所在市町	耐震診断結果の報告先	耐震診断結果の報告期限
1	足利市役所本庁舎	足利市	足利市	令和6年3月末
2	足利市役所教育庁舎			
3	足利市役所別館			
4	矢板市役所本庁舎	矢板市	栃木県	
5	那須烏山市役所烏山庁舎	那須烏山市		

※ 耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定による建築物。

### 資料3 栃木県地震減災行動計画（平成31(2019)年3月）（抜粋）

本計画の地震被害の想定及び減災効果の項目において、「栃木県地震減災行動計画（平成31(2019)年3月）」を引用しました。

## 2. 本県における地震被害の想定

### 2.1 本県の地震環境

#### (1) 過去の被害地震

過去に本県に被害を及ぼした地震としては、日光付近の地震（1683年）、今市地震（1949年）、東日本大震災（2011年 東北地方太平洋沖地震）などがあるが、その発生頻度は低く、被害も広範囲で多数の建物が倒壊した記録はみられない。

栃木県に被害をもたらした過去の主な地震と被害を表2.1に示す。

表2.1(1) 栃木県に被害をもたらした過去の主な地震(1/2)

西暦(和暦)	震災地	マグニチュード	主な被害
818年 (弘仁9)	関東諸国	7.5以上	(相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野などで被害。圧死者多数。)
1649年7月30日 (慶安2)	武蔵・下野	7.0以上	日光東照宮の石垣破損し、相輪塔傾く。余震日々40～50回。
1659年4月21日 (万治2)	岩代・下野	6 <sup>3</sup> / <sub>4</sub> ～7.0	塩原温泉一村(約80戸)ほとんど土砂に埋まり、死者多数。
1683年6月17日 (天和3)	日光	6.0～6.5	東照宮・大猷廟・慈眼堂等の石の宝塔の九輪転落、石垣多く崩れ、天狗堂・仏岩・赤薙山及びその北方の山崩れる。
1683年6月18日 (天和3)	日光	6.5～7.0	御宮・御堂・御殿・慈眼堂・本坊寺院の石垣が残らず崩れ、石灯笼は全て倒れる。東照宮・大猷廟の宝塔の笠石その他破損。
1683年10月20日 (天和3)	日光	7.0	下野三依川五十里村で山崩れが起こり、川を塞いだため池が生じた。日光にも山崩れがあり、鬼怒川・稻荷川の水が流れなくなった。
1725年5月29日 (享保10)	日光	6.0	東照宮の石矢来4～5間(7～8m)、石灯笼3～4基倒れる。
1888年4月29日 (明治21)	宇都宮付近	6.0	那須郡で堤防破損。宇都宮及び下都賀郡で壁に亀裂。
1923年9月1日 (大正12)	関東南部	7.9	県内の最大震度5。負傷者3人、家屋全壊16棟、半壊2棟。
1949年12月26日 (昭和24)	今市地方	6.2(8時17分) 6.4(8時25分)	今市を中心に被害。死者10人、負傷者163人、住家全壊290棟、半壊2,994棟、一部破損1,660棟。
1996年12月21日 (平成8)	茨城県南部	5.5	県内12市町で被害。軽傷者1人、住家一部破損47棟。

「栃木県地震減災行動計画（平成31(2019)年3月）」（抜粋）

表 2.1(2) 栃木県に被害をもたらした過去の主な地震(2/2)

西暦(和暦)	震災地	マグニチュード	主な被害
2000年7月21日 (平成12)	茨城県沖	6.1	県内での最大震度5弱。人的・家屋被害無し。
2008年5月8日 (平成20)	茨城県南部	6.7	県内での最大震度5弱。人的・家屋被害無し。
2011年3月11日 (平成23)	東北から関東北部の太平洋沿岸 (平成23年東北地方太平洋沖地震)	9.0	死者4、負傷者133、住家全壊261、住家半壊2,118(平成26年9月10日現在、消防庁調べ)。
2013年2月25日 (平成25)	日光 (栃木県北部地震)	6.2	人的被害無し。温泉宿泊施設一部破損6棟。

資料：地震調査推進本部 HP、栃木県地域防災計画資料編等

## (2) 活断層の分布

県域及びその周辺の活断層の分布をみると、北西部の南会津や奥日光、足尾等の山地またはその東縁部に集中しており、過去に発生した地震の震源域と一致する。これらの活断層の中で本県を代表する活断層としては、那須野原西縁にある関谷断層があげられる。関谷断層は、那須岳北方の福島ー栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、塩谷(しおや)郡塩谷町北東部に至る活断層で、長さは約38km、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。関谷断層は、地震調査研究推進本部の長期評価の対象断層となっており、全体が1つの活動区間として活動する場合、M7.5程度の地震が発生すると推定されている。

## (3) 栃木県の地震発生確率

本県内には県域の北部に関谷断層が存在するが、関谷断層の地震発生確率は今後100年間でほぼ0%(地震調査研究推進本部)となっている。

国(地震調査研究推進本部)では関谷断層をはじめとする全国の活断層等の調査を踏まえて「2014年から30年間に震度6強以上に見舞われる確率」として地震動予測地図(図2.1参照)を示しているが、同図でも県域西部の大半が0.1%以下、東部は0.1~3%とされ、全国的にみても地震発生の確率は低く見積もられている。

参考：30年間に震度6強以上の地震に見舞われる確率0.1%以下は、震度6強以上の地震に見舞われる頻度が数万年に1度程度に相当する。

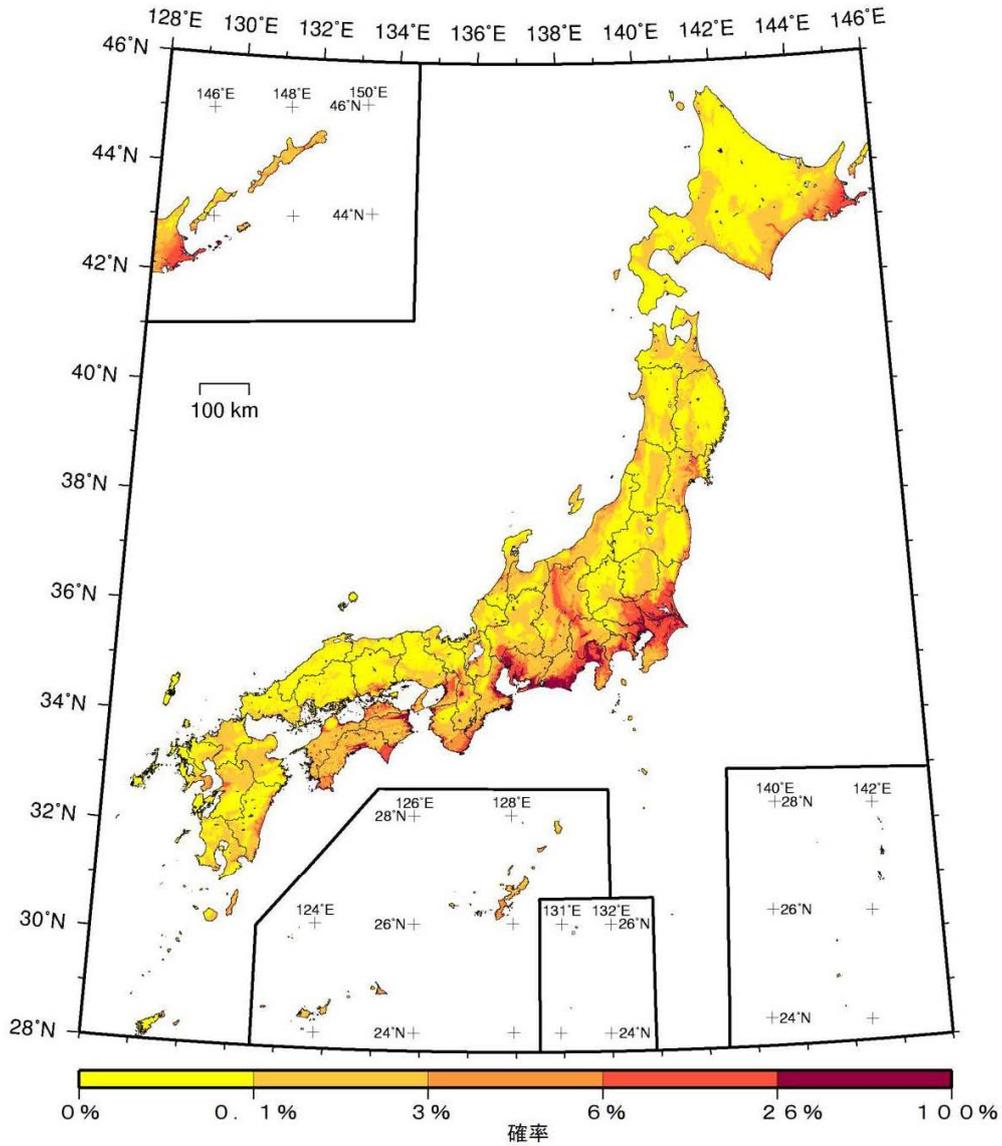


図 2.1 今後 (2014 年時点) から 30 年間に震度 6 強以上の揺れに見舞われる確率

## 2.2 想定地震

県の防災行政、市町の防災力・県民の自助力の向上を目的として平成25年度に以下の地震を想定し、被害想定を行った。

主な想定地震は以下のとおりである。

- ① 県庁直下に震源を仮定した地震 (M7.3)
- ② 関東平野北西縁断層 (主部) を震源とする地震 (M8.0)
- ③ 関谷断層を震源とする地震 (M7.5)
- ④ 茨城県南西部を震源とする地震 (M7.3)
- ⑤ 東京湾北部を震源とする地震 (M7.3)

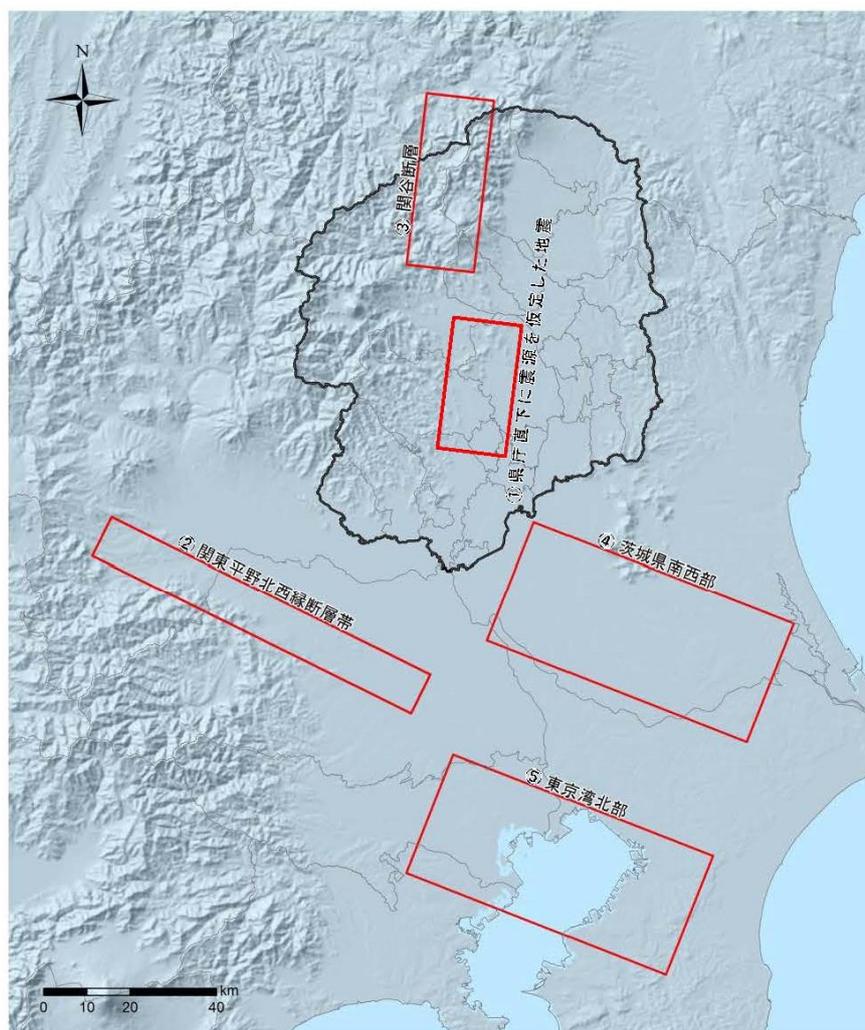


図 2.2 主な想定震源の位置図

「栃木県地震減災行動計画（平成31(2019)年3月）」（抜粋）

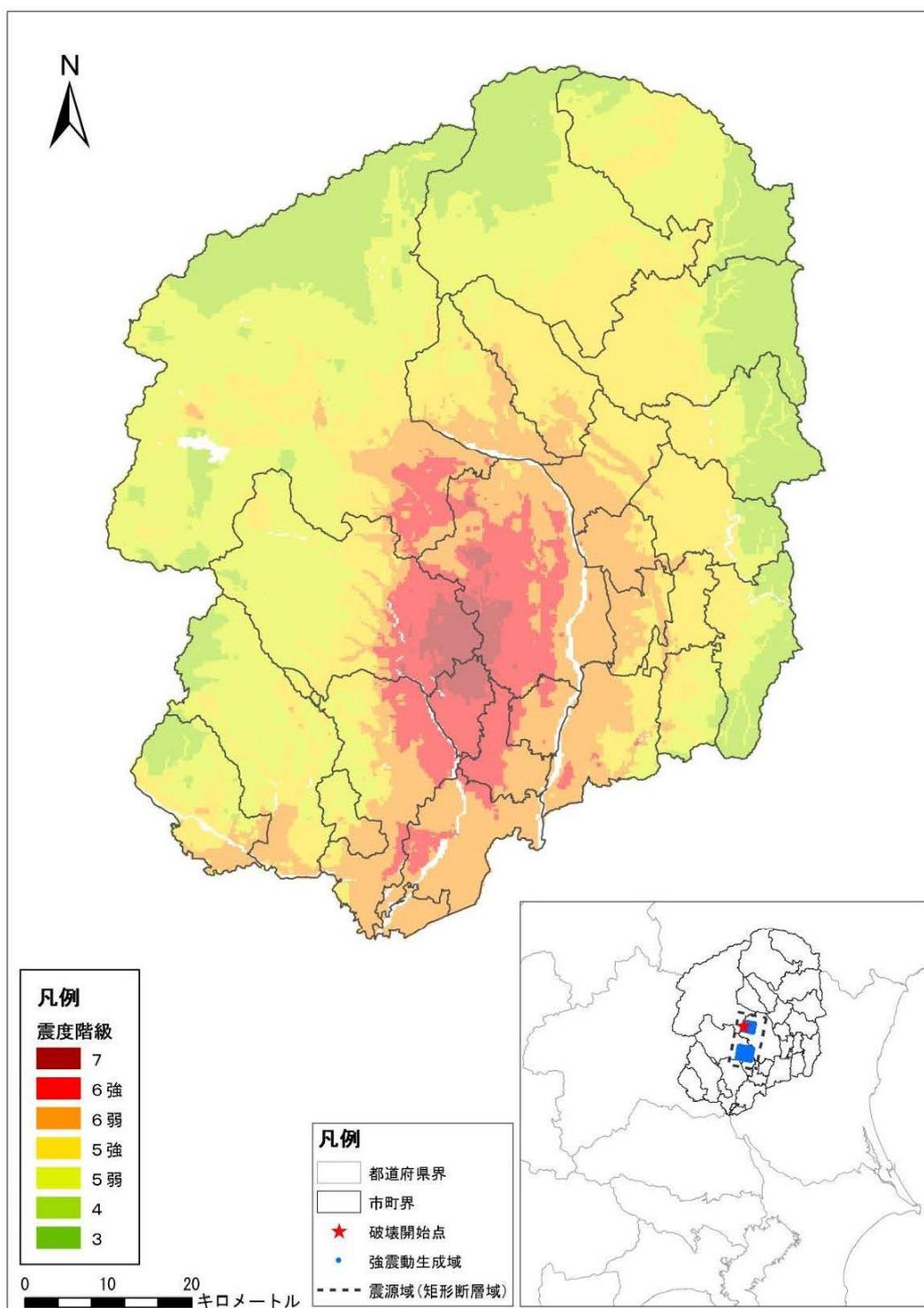


図 2.3 ①県庁直下に震源を仮定した地震（ケース1）震度分布図

「栃木県地震減災行動計画（平成31(2019)年3月）」（抜粋）

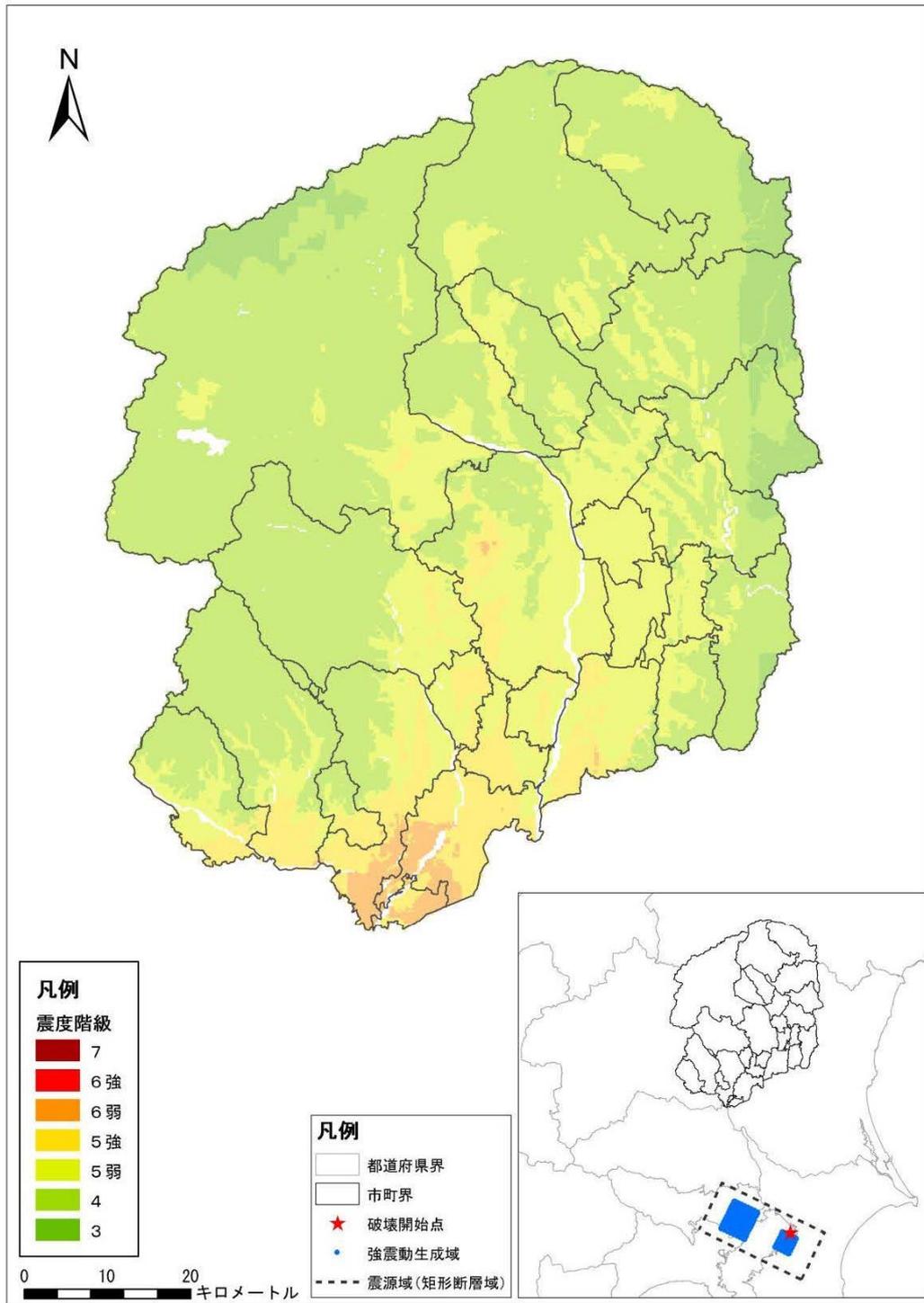


図 2.7 ⑤東京湾北部地震（ケース1）震度分布図

「栃木県地震減災行動計画（平成31(2019)年3月）」（抜粋）

## 2.2 想定される被害の概要

各想定地震における被害の概要を表 2.2 に示す。

表 2.2(1) 各想定地震における被害の概要 (1/2)

想定項目	被害量 県全体		想定地震名	①栃木県庁 直下 M7.3 ケース 1	②関東平野 北西縁断層 帯ケース 4	③関谷断層 ケース 1	④茨城県 南西部 ケース 1	⑤東京湾北 部ケース 1
			気象庁マグニ チュード	7.3	8.0	7.5	7.3	7.3
建物 被害	全壊棟数 (棟)	液状化	798	632	448	508	370	
		地震動	61,921	7,673	2,536	713	98	
		土砂災害	68	15	89	2	0	
		焼失棟数※1	8,025	1,026	176	20	0	
		合計	70,812	9,346	3,249	1,243	468	
半壊棟数 (棟) ※2		107,876	39,655	18,606	12,626	3,740		
人的 被害 ※2	死者数 (人)	建物倒壊	3,829	486	155	44	6	
		土砂災害	6	1	7	0	0	
		火災	92	1	0	0	0	
		合計	3,926	488	162	44	6	
	負傷者数 (人)		32,081	8,807	3,921	2,329	568	
(うち重傷者数)		6,746	832	283	76	10		
ライフ ライン 被害	上水道(直後の断水人口)(人) ※1		924,617	235,851	120,500	23,671	4,314	
	下水道(直後の機能障害人口)(人)※1		387,562	286,820	242,575	258,844	183,136	
	電力(停電軒数)※1		148,362	20,908	5,190	2,523	469	
	通信(固定電話不通回線数)※1		105,365	14,437	3,820	1,620	290	
	都市ガス(供給停止戸数)※1		75,720	20,684	539	1,682	582	
	LPガス(漏えい件数)※1		83,174	31,642	22,128	18,632	5,576	
交通 施設 被害	道路(被害箇所数)		1,409	926	990	794	415	
	鉄道(被害箇所数)		746	478	438	348	182	
生活 支障	避難者(1日後の全避難者数) (人)※1		190,395	30,881	12,304	5,886	1,739	
	避難行動要支援者(1日後)(人) ※1		19,894	3,445	1,332	644	189	
	帰宅困難者数(人)※3		171,874	164,879	153,216	135,538	87,668	
	食料不足量(1日後の不足量) (食)※1		84,276	0	0	0	0	
	飲料水不足量(1日後の不足量) (L)※1		2,623,191	579,808	261,227	0	0	
	トイレ不足量(1日後の不足 数)(回数)※1		217,280	135,305	108,714	115,247	76,789	

「栃木県地震減災行動計画(平成31(2019)年3月)」(抜粋)

表 2.2(2) 各想定地震における被害の概要 (2/2)

想定項目	被害量 県全体	想定地震名	①栃木県庁 直下 M7.3 ケース 1	②関東平野 北西縁断層 帯ケース 4	③関谷断層 ケース 1	④茨城県 南西部 ケース 1	⑤東京湾北 部ケース 1
		気象庁マグニ チュード	7.3	8.0	7.5	7.3	7.3
生活 支障	毛布不足量(1日後の不足 数)(枚) ※1		164,186	0	0	0	0
	医療機能支障(入院不足数) ※2		7,207	294	45	0	0
その 他被 害	災害廃棄物発 生量 ※1	可燃物(万 t)	153.5	20.3	7.4	2.9	1.1
		不燃物(万 t)	517.5	68.2	25.4	10.8	4.7
	孤立集落(集落数)		0	0	15	0	0
	ため池(決壊する危険性が高い ため池の箇所数)		2	0	0	0	0
経 済 被 害	直接被害(億円) ※1		54,803	18,514	11,773	10,839	6,594
	間接被害(億円) ※1		3,520	1,136	502	391	143
	合計(億円) ※1		58,324	19,651	12,275	11,230	6,738

※1: 冬・18時 最大風速

※2: 冬・深夜 最大風速

※3: 昼12時

※4: 朝7時~8時頃

※想定地震のケースは、地震被害想定調査で実施した各地震のうち最大被害のケースを抽出

注: 不足量は(需要-供給)

注: 合計は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある

### 3. 地震減災行動計画基本事項

#### 3.1 地震減災行動計画の概要

地震減災行動計画は、「栃木県地域防災計画」に記載されている災害対策のための様々な施策、県の各部局で実施している防災・減災のための施策・事業を棚卸し、体系化した。

その上で、「栃木県地震被害想定調査」の想定手法を応用し、できるだけ施策の進捗と減災効果を数値化し、目標数値の達成を目指していく。

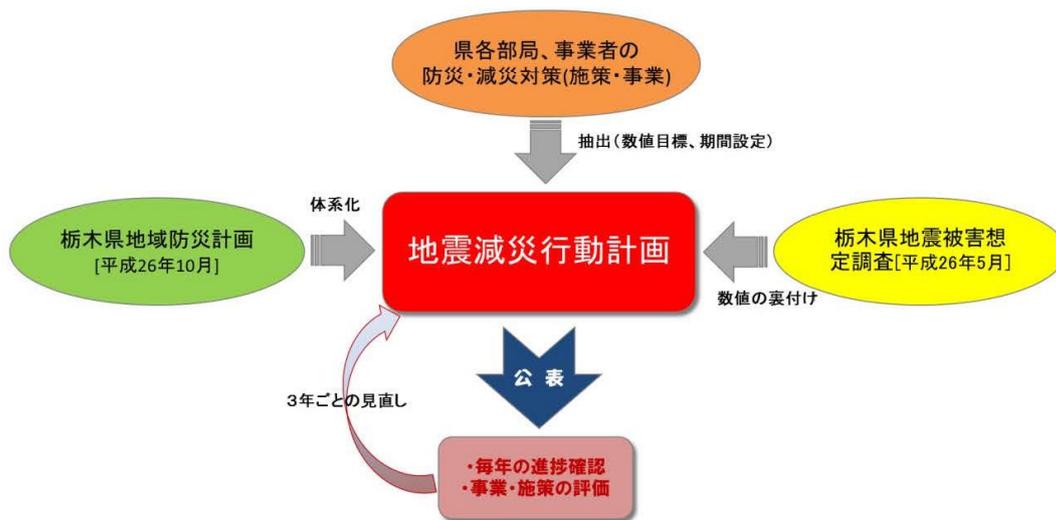


図 3.1 地震減災行動計画の位置づけイメージ

#### 3.2 地震減災行動計画の対象期間

平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 か年を対象期間とする。

#### 3.3 推進体制と進捗管理

計画は、経年的（毎年度）に進捗管理を行い、その進捗状況に応じた見直し、修正が必要になる。したがって、3 年を目途として計画全体の見直しを行うこととする。

「栃木県地震減災行動計画（平成31(2019)年3月）」（抜粋）

## 4. 地震減災行動計画の構成

### 4.1 減災目標

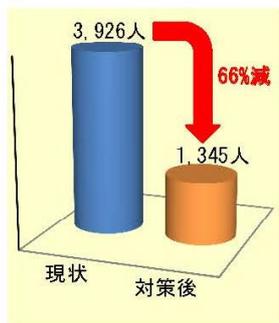
減災目標は、県の各種減災対策（施策・事業）のうち、数値目標を有しかつ減災効果の評価計算が可能な対策に基づき設定した。また、直接に減災効果の評価計算ができない対策についても可能な限り数値目標を設定した。

なお、減災目標の対象とする想定地震被害は、被害量が最大となる「県庁直下に震源を仮定した地震（M7.3）」とした。

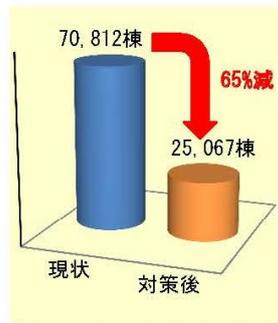
#### ◀減災目標▶（対象期間：平成27年度～36年度）

- 人的被害（死者数）..... 70%減少
- 建物被害（全壊数、焼失棟数）..... 70%減少
- 生活支障に係る避難者数..... 70%減少
- 災害廃棄物発生量..... 70%減少
- 経済被害額（直接被害、間接被害）..... 50%減少

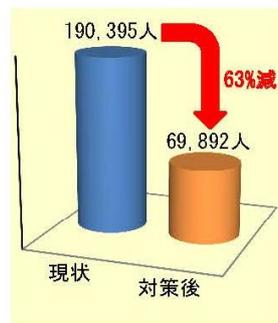
※各種減災対策による減災効果は、人的被害66%減少、建物被害65%減少、生活支障に係る避難者数63%減少、災害廃棄物発生量62%減少、経済被害44%減少であるが、今後10年間の対象期間内において、計画に記載された様々な減災対策を総合的に推進することにより、努力目標として上記の減災目標を設定した。



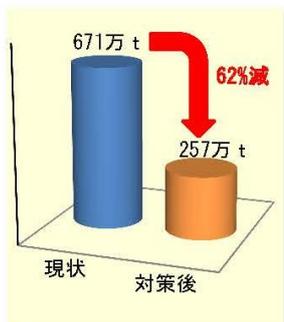
【人的被害(死者数)】



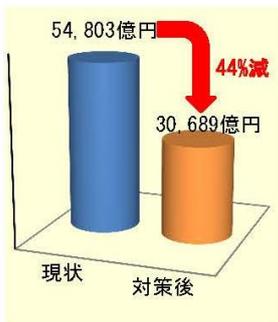
【建物被害(全壊数、焼失棟数)】



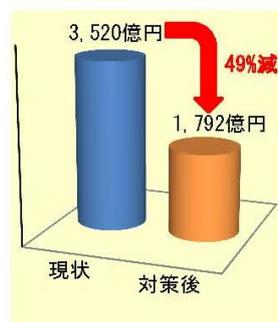
【生活支障(避難者数)】



【災害廃棄物発生量】



【経済被害(直接)】



【経済被害(間接)】

「栃木県地震減災行動計画（平成31(2019)年3月）」（抜粋）

なお、減災効果の算出に当たっては、建物被害を軽減することが人的被害等すべての被害の軽減につながっていくため、減災目標以外の記載順については、「建物被害」、「人的被害」、「生活支障被害」、「災害廃棄物発生量」、「経済被害額」の順に記載する。

#### 【建物被害の減災効果の算出結果】

減災効果	建物被害					
	全壊棟数（棟）					半壊棟数（棟）※2
	液状化	地震動	土砂災害	焼失棟数※1	合計	
現状	798	61,921	68	8,025	70,812	107,876
対策後	475	22,969	66	1,556	25,067	52,238
減災率	40%	63%	2%	81%	65%	52%

※1：冬・18時 最大風速

※2：冬・深夜 最大風速

※合計及び率は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある

#### 【人的被害の減災効果の算出結果】

減災効果	人的被害※2							
	死者数（人）					負傷者数（人）	重傷者数（負傷者の内数）（人）	要避難者数（人）
	建物倒壊		土砂災害	火災	合計			
	計	うち屋内						
現状	3,829	309	6	92	3,926	32,081	6,746	15,318
対策後	1,332	119	6	7	1,345	13,639	2,437	5,577
減災率	65%	61%	0%	93%	66%	57%	64%	64%

※2：冬・深夜 最大風速

※合計及び率は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある

#### 【生活支障の算出結果】

減災効果	生活支障（1日後）※1					
	避難者（全避難者数）（人）	避難行動要支援者（人）	食料不足量（食）	飲料水不足量（L）	トイレ不足量（回数）	毛布不足量（枚）
現状	190,395	19,894	84,276	2,623,191	217,280	164,186
対策後	69,892	7,298	53,198	2,536,191	54,730	149,977
減災率	63%	63%	37%	3%	75%	9%

※1：冬・18時 最大風速

※率は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある

#### 【災害廃棄物発生量、経済被害の減災効果の算出結果】

減災効果	災害廃棄物発生量（万t）※1			経済被害（億円）※1	
	可燃物	不燃物	合計	直接被害	間接被害
現状	153.5	517.5	671.0	54,803	3,520
対策後	56.7	200.4	257.2	30,689	1,792
減災率	63%	61%	62%	44%	49%

※1：冬・18時 最大風速

※合計及び率は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある

「栃木県地震減災行動計画（平成31（2019）年3月）」（抜粋）

【参考：その他の想定地震における減災効果試算結果】

【建物被害】

想定地震	減災効果	建物被害					
		全壊棟数（棟）					半壊棟数（棟）※2
		液化化	地震動	土砂災害	焼失棟数※1	合計	
関東平野北西縁断層帯 ケース4	現状	632	7,673	15	1,026	9,346	39,655
	対策後	375	2,389	15	168	2,947	14,087
	減災率	41%	69%	0%	84%	68%	64%
関谷断層 ケース1	現状	448	2,536	89	176	3,249	18,606
	対策後	264	825	88	18	1,194	6,916
	減災率	41%	67%	2%	90%	63%	65%
茨城県南西部 ケース1	現状	508	713	2	20	1,242	12,626
	対策後	301	221	2	5	529	4,590
	減災率	41%	69%	0%	73%	57%	64%
東京湾北部 ケース1	現状	370	98	0	0	468	3,740
	対策後	219	30	0	0	249	1,699
	減災率	41%	69%	—	—	47%	55%

※1：冬・18時 最大風速

※2：冬・深夜 最大風速

※合計及び率は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある

【人的被害】

想定地震	減災効果	人的被害※2							
		死者数（人）					負傷者数（人）	重傷者数（負傷者の内数）（人）	要避難者数（人）
		建物倒壊		土砂災害	火災	合計			
		計	うち屋内						
関東平野北西縁断層帯 ケース4	現状	486	39	1	1	488	8,807	832	1,582
	対策後	142	20	1	0	144	2,812	253	481
	減災率	71%	48%	0%	100%	71%	68%	70%	70%
関谷断層 ケース1	現状	155	15	7	0	162	3,921	283	466
	対策後	47	9	7	0	54	1,249	91	146
	減災率	70%	42%	0%	—	67%	68%	68%	69%
茨城県南西部 ケース1	現状	44	12	0	0	44	2,329	76	157
	対策後	12	8	0	0	13	680	23	47
	減災率	72%	37%	—	—	72%	71%	70%	70%
東京湾北部 ケース1	現状	6	4	0	0	6	568	10	22
	対策後	2	2	0	0	2	164	3	7
	減災率	72%	54%	—	—	72%	71%	70%	70%

※2：冬・深夜 最大風速

※合計及び率は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある

#### 資料4 耐震改修に関する所有者アンケートの結果

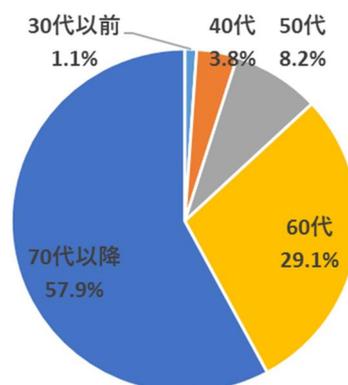
住宅の耐震普及ローラー作戦において実施した、耐震改修に関する所有者アンケートの結果は以下のとおりです。

対象期間 平成28年～令和元年

総回答数 1,638人

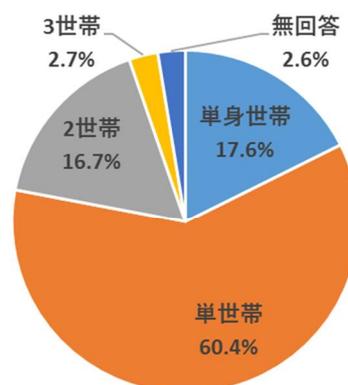
##### ①回答者の年齢層

	人数
30代以前	18
40代	62
50代	134
60代	476
70代以降	948



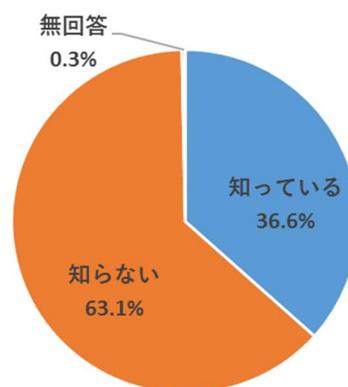
##### ②回答者の世帯構成

	人数
単身世帯	288
単世帯	990
2世帯	274
3世帯	44
無回答	42



##### ③昭和56年6月を境に耐震基準が変わったことを知っているか

	人数
知っている	600
知らない	1,033
無回答	5



##### ④自由意見のうち主なもの

- ・ 高齢のため、住宅を耐震化する資金がない
- ・ 耐震改修、建替えをしても住宅の後継ぎがない
- ・ 東日本大震災の際に倒壊しなかったため、心配していない



## 資料6 栃木県建築物耐震改修促進懇談会等

### 1 栃木県建築物耐震改修促進懇談会

本計画の策定に当たり、学識経験者等から専門的な意見を聴取するため、栃木県建築物耐震改修促進懇談会を開催しました。

#### 栃木県建築物耐震改修促進懇談会委員 (敬称略)

氏名	所属等	備考
三橋 伸夫	国立大学法人 宇都宮大学 名誉教授	会長
仁田 佳宏	足利大学 教授	
中島 秀雄	独立行政法人 国立高等専門学校機構 小山工業高等専門学校 教授	
青木 格次	一般社団法人 栃木県建築士会 会長	
佐々木 宏幸	一般社団法人 栃木県建築士事務所協会 会長	

### 2 栃木県建築物耐震改修促進連絡協議会

本計画の策定に当たり、市町の意見を調整するため、栃木県建築物耐震改修促進連絡協議会を開催しました。

#### 栃木県建築物耐震改修促進連絡協議会委員

所属・職名		
会長	栃木県 県土整備部 建築課	課長
副会長	宇都宮市 都市開発部 建築指導課	課長
	足利市 都市建設部 建築指導課	課長
委員		
宇都宮市	都市整備部 建築指導課	課長
足利市	都市建設部 建築指導課	課長
栃木市	都市整備部 建築課	課長
佐野市	都市建設部 建築指導課	課長
鹿沼市	都市建設部 建築指導課	課長
日光市	建設部 建築住宅課	課長
小山市	都市整備部 建築指導課	課長
真岡市	建設部 建設課	課長
大田原市	建設部 建築指導課	課長
矢板市	都市建設課	課長
那須塩原市	建設部 建築指導課	課長
さくら市	建設部 都市整備課	課長
那須烏山市	都市建設課	課長
下野市	建設水道部 都市計画課	課長
上三川町	都市建設課	課長
益子町	建設課	課長
茂木町	建設課	課長
市貝町	建設課	課長

所属・職名		
委員	芳賀町 建設産業部 都市計画課	課長
	壬生町 建設部 都市計画課	課長
	野木町 産業建設部 都市整備課	課長
	塩谷町 建設水道課	課長
	高根沢町 都市整備課	課長
	那須町 ふるさと定住課	課長
	那珂川町 建設課	課長

### 3 栃木県建築物耐震改修促進ワーキンググループ

本計画の策定に当たり、県庁各部局横断的事項の調整を行うため、栃木県建築物耐震改修促進ワーキンググループを開催しました。

#### 栃木県建築物耐震改修促進ワーキンググループ構成課

部局名	課名
総合政策部	総合政策課
経営管理部	財政課
	文書学事課
	管財課
県民生活部	県民文化課
	危機管理課
環境森林部	環境森林政策課
保健福祉部	保健福祉課
	医療政策課
	生活衛生課
産業労働観光部	産業政策課
	工業振興課
	経営支援課
	観光交流課
農政部	農政課
県土整備部	監理課
	技術管理課
	道路整備課
	道路保全課
	住宅課
企業局	経営企画課
教育委員会事務局	総務課
	施設課